

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱

制定	平成10年7月 3日	宮城県告示第 737号
改正	平成14年3月29日	宮城県告示第 365号
	平成17年3月18日	宮城県告示第1642号
	平成18年3月31日	宮城県告示第 431号
	平成18年9月29日	宮城県告示第1027号
	平成22年3月31日	宮城県告示第 307号
	平成23年3月31日	宮城県告示第 255号
	平成23年3月31日	宮城県告示第 256号
	平成25年3月29日	宮城県告示第 267号
	令和4年3月29日	宮城県告示第 291号
	令和7年4月 4日	宮城県告示第 252号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物再生利用業者（以下「事業者等」という。）が産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理を行う場合に、県が事業者等に対し、公害防止、災害防止等のために必要な指導、助言及び監督を行うことにより、生活環境の保全及び産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

（平22告示307・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 産業廃棄物の処理 産業廃棄物の収集、運搬、中間処理（最終処分以外の処分をいう。以下同じ。）、埋立処分及び再生利用をいう。
- 2 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- 3 産業廃棄物処理業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第14項に規定する破砕業の用に供するため法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者をいう。
- 4 産業廃棄物再生利用業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者及び指定を受けている者をいう。
- 5 積替保管施設 産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物再生利用業者が収集又は運搬に当たって設置する産業廃棄物の積替えのための保管を行う施設をいう。
- 6 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分を行うための施設をいう。
- 7 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- 8 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城

県条例第151号。以下「条例」という。)第2条第1項第2号に規定する産業廃棄物処理施設等をいう。

- 9 許可申請等 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可の申請(当該許可を要しない場合にあつては、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項若しくは法第14条の5第1項の許可の申請、法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の届出又は省令第10条の3第2号の指定の申請)をいう。
 - 10 関係市町村 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成18年宮城県規則第37号。以下「条例施行規則」という。)第8条第1項各号に掲げる市町村をいう。
 - 11 関係市町村長 関係市町村の長をいう。
 - 12 地域住民等 条例第14条第1項に規定する地域住民等をいう。
 - 13 第一種施設 許可申請等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設をいう。
 - 14 第二種施設 許可申請等に係る政令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設のうち第一種施設を除いたものをいう。
 - 15 第三種施設 第一種施設及び第二種施設以外の許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等をいう。
 - 16 試験研究等 産業廃棄物を使用した試験研究又は実証試験をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(平17告示252・平18告示431・平22告示307・
平23告示256・令7告示252・一部改正)

(事業者等の責務)

- 第3条 事業者等は、産業廃棄物処理施設等(積替保管施設を含む。以下この条、第41条から第43条まで及び第46条において同じ。)の設置又は構造若しくは規模の変更(以下「設置等」という。)及び産業廃棄物の処理に当たっては、法、政令、省令その他の関係法令のほか、条例、条例施行規則及びこの要綱に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 事業者等は、産業廃棄物処理施設等の立地等について、知事が別に定める産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準を遵守しなければならない。
 - 3 事業者等は、産業廃棄物処理施設等の構造について、知事が別に定める産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準を遵守しなければならない。
 - 4 事業者等は、産業廃棄物処理施設等の維持管理に当たっては、知事が別に定める産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準を遵守しなければならない。
 - 5 事業者等は、試験研究等の実施に当たっては、知事が別に定める産業廃棄物を使用した試験研究等に係る指導要綱を遵守しなければならない。
 - 6 事業者等は、産業廃棄物処理施設等の設置等及び産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民等の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。
 - 7 事業者等は、産業廃棄物処理施設等の設置等の計画の策定に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するように努めなければならない。

らない。

- 8 事業者等は、関係市町村長及び地域住民等と生活環境の保全に関する協定（以下「生活環境保全協定」という。）を締結するよう努めなければならない。
- 9 最終処分場を設置する産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理計画等の策定に当たっては、県内で排出される産業廃棄物の埋立処分を優先するものとし、県外で排出される産業廃棄物の埋立処分を抑制するよう努めなければならない。
- 10 事業者等は、産業廃棄物処理施設等に起因する災害の発生に備え、賠償責任保険への加入等に努めるとともに、最終処分場においては、法第15条の2の4において準用する法第8条の5第1項の規定により維持管理積立金を積み立てなければならない。

（平17告示252・平18告示431・平22告示307・平23告示256・令7告示252・一部改正）

（県の責務）

- 第4条 県は、生活環境の保全及び産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物に関する調査及び研究を行うとともに、事業者等に対し、必要な指導、助言及び監督を行うものとする。
- 2 県は、市町村と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物行政を推進するものとする。

（平17告示252・旧第5条繰上）

（専門委員）

- 第5条 知事は、第17条及び第33条（第37条において準用する場合を含む。）の規定により許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等の設置等に関する意見を聴くため、専門的知識を有する者のうちから、廃棄物処理施設専門委員（以下「専門委員」という。）を委嘱する。
- 2 専門委員に関し必要な事項は、別に定める。

（平17告示252・追加、平22告示307・一部改正）

（連絡調整会議）

- 第6条 県に、許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等の設置等の計画について、他法令との調整その他適正な指導及び助言を行うため、産業廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。
- 2 連絡調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（平17告示252・旧第7条繰上、平22告示307・一部改正）

第2章 事前調整

（立地計画の概要に関する説明会の開催等）

- 第7条 事業者等は、許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等の設置等を計画しようとする場合には、地域住民等に対し、条例第14条第1項の規定により説明を行わなければならない。
- 2 事業者等は、前項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲に関し関係市町村長と協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議を受けた関係市町村長は、許可申請等に係る産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境上の影響が及ぶ可能性や地域の実情を考慮して合理的な地域住民等の範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。

- 4 第2項の規定による協議を受けた関係市町村長が相当の期間内に前項の範囲の設定を行わないときは、事業者等は、説明会の対象となる地域住民等の範囲の設定に関する協議書（様式第1号）により知事（第二種施設又は第三種施設の設置等を計画しようとする場合にあっては、保健所長。以下この条において同じ。）と協議することができる。この場合において、協議を受けた知事は、当該関係市町村長に代わってその範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。
- 5 前項の規定により、知事が関係市町村長に代わって範囲の設定を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該関係市町村長に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による知事の通知を受けた後においては、関係市町村長は、第3項の範囲の設定を行なうことができない。

（平17告示252・追加、平18告示431・平18告示1027・平22告示307・令7告示252・一部改正）

（立地計画概要書の提出）

- 第8条 事業者等は、第一種施設の設置等をしようとする場合には、前条第1項の説明を行った後に、立地計画概要書（様式第1号の2）を、当該第一種施設の設置等をしようとする場所を管轄する保健所長を経由の上知事に提出しなければならない。
- 2 事業者等は、第二種施設又は第三種施設の設置等をしようとする場合には、前条第1項の説明を行った後に、立地計画概要書を、当該第二種施設又は第三種施設の設置等をしようとする場所を管轄する保健所長に提出しなければならない。
 - 3 前2項の立地計画概要書には、別表第1に掲げる書類並びに前条第1項の規定による説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答、対応内容等を記載した説明会等実施報告書（様式第4号）を添付するものとする。
 - 4 事業者等は、前項の説明会等実施報告書を条例第14条第3項の規定により公開しなければならない。

（平14告示365・平17告示252・平18告示431・平18告示1027・平22告示307・令7告示252・一部改正）

（関係市町村長の意見聴取）

- 第9条 保健所長（前条第1項又は第2項に規定する保健所長をいう。以下同じ。）は、事業者等から立地計画概要書等（立地計画概要書及び前条第3項の書類及び説明会等実施報告書をいう。以下同じ。）が提出されたときは、当該立地計画概要書等の写しを関係市町村長に送付しなければならない。
- 2 前項の場合において、保健所長は、関係市町村長に対し期間を指定して、立地計画概要書等に係る産業廃棄物処理施設等の設置等の計画（以下「施設計画」という。）が関係市町村の定める土地利用計画及び環境保全に関する計画に対して及ぼす支障の有無について意見書の提出を求めるものとする。
 - 3 関係市町村長は、前項の意見書を提出するに当たり、事業者等に対し説明を求めることができる。

（平17告示252・平22告示307・一部改正）

（立地計画概要書等の進達等）

- 第10条 保健所長は、第一種施設にあっては立地計画概要書等を知事に進達するものとし、第二種施設及び第三種施設にあっては立地計画概要書等の写しを知事に送付するものとする。
- 2 前項の規定により進達し、又は送付する場合には、保健所長は、前条第2項の規定によ

り関係市町村長から提出された意見書の写しを添付するものとする。

(平23告示255・一部改正)

(連絡調整会議の審査)

第11条 知事は、前条第1項の規定による進達又は送付があったときは、立地計画概要書等に係る施設計画を連絡調整会議の審査に付するものとする。

- 2 連絡調整会議は、前項の審査のため必要と認める場合には、事業者等に対し説明を求めることができる。
- 3 第1項の規定による審査は、必要に応じて連絡調整会議の委員に対する文書による照会をもって代えることができる。
- 4 知事は、第1項の規定による審査の結果を受けた場合は、当該結果を保健所長に通知するものとする。

(平22告示307・一部改正)

(事業者等への通知)

第12条 知事又は保健所長は、第9条第2項の意見書の内容及び連絡調整会議の審査の結果に基づき、立地計画概要書等を提出した事業者等に対し、施設計画と関係市町村が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画並びに他法令による規制等との関係を調整する必要の有無について、立地計画調整事項通知書(様式第2号)により通知するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

- 2 事業者等は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事又は保健所長は、第1項の通知をするに当たり、関係法令の規定等により当該産業廃棄物処理施設等の設置等が著しく困難であると認めるときは、その中止を指導することができる。

(平17告示252・平22告示307・一部改正)

第3章 生活環境影響調査

(施設計画等に関する説明会の開催等)

第13条 事業者等は、第一種施設の設置等に係る生活環境影響調査を実施しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、施設計画及び生活環境影響調査の実施計画(以下「施設計画等」という。)を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するとともに、当該縦覧が行われている期間中に、地域住民等に対し、条例第14条第2項の規定により説明を行わなければならない。

- (1) 事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 新設又は変更の別
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (6) 縦覧場所
- (7) 説明会の日時及び場所
- (8) その他知事が必要と認める事項

- 2 前項の公告がなされたときは、当該第一種施設の設置等に関し利害関係を有する者(地域住民等を含む。)は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日

までに、事業者等に対し、施設計画等に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

- 3 事業者等は、第二種施設に関する生活環境影響調査を実施しようとするときは、あらかじめ、地域住民等に対し、条例第14条第2項の規定により説明を行わなければならない。
- 4 事業者等は、第1項又は前項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲に関し関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の規定に基づき協議を受けた関係市町村長は、産業廃棄物処理施設の設置等により生活環境上の影響が及ぶ可能性や地域の実情を考慮して合理的な地域住民等の範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。
- 6 第4項の規定による協議を受けた関係市町村長が相当の期間内に前項の範囲の設定を行わないときは、事業者等は、説明会の対象となる地域住民等の範囲の設定に関する協議書（様式第1号）により知事（第二種施設の設置等に係る生活環境影響調査を実施しようとする場合にあつては、保健所長。以下この条において同じ。）と協議することができる。この場合において、協議を受けた知事は、当該関係市町村長に代わってその範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。
- 7 前項の規定により、知事が関係市町村長に代わって範囲の設定を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該関係市町村長に通知しなければならない。
- 8 前項の規定による知事の通知を受けた後においては、関係市町村長は、第5項の範囲の設定を行なうことができない。
- 9 事業者等は、第1項又は第3項の規定による説明を行った後に、当該説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答、対応内容等（第2項の規定により提出された意見書がある場合は、その写し及びそれに対する事業者等の対応方針を含む。）を記載した説明会等実施報告書（様式第4号）を第一種施設にあつては保健所長を経由して知事に、第二種施設にあつては保健所長に提出しなければならない。
- 10 事業者等は、前項の説明会等実施報告書を条例第14条第3項の規定により公開しなければならない。

（平17告示252・平18告示431・平22告示307・令7告示252・一部改正）

（施設計画等協議書の提出）

- 第14条 事業者等は、前条第1項又は第3項の規定による説明を行った後に、施設計画等協議書（様式第3号）を第一種施設にあつては保健所長を経由の上知事に、第二種施設にあつては保健所長に提出し、協議しなければならない。
- 2 事業者等は、前項の施設計画等協議書に、別表第2に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 保健所長は、第1項の規定により提出された施設計画協議書の内容のみによっては廃棄物の処理方法が適正であるかどうかを判断できないときは、事業者等に対し試験研究等の実施を求めることができる。

（平17告示252・令7告示252・一部改正）

（現地調査）

- 第15条 知事又は保健所長は、前条第1項の規定により事業者等から施設計画等協議書が提出されたときは、現地調査を行うものとする。

（関係市町村長の意見聴取）

- 第16条 知事又は保健所長は、第14条第1項の規定により事業者等から施設計画等協議書（同条第2項の規定により添付される書類を含む。以下同じ。）が提出されたときは、

当該施設計画等協議書及び第13条第9項の説明会等実施報告書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

- 2 知事は、第一種施設の設置等に関し、関係市町村長に対し期間を指定して、施設計画等に対する生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。
- 3 保健所長は、第二種施設の設置等に関し、関係市町村長に対し期間を指定して、施設計画等に対する生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。
- 4 関係市町村長は、前2項の意見書を提出するに当たり、事業者等に対し説明を求めることができる。
- 5 知事又は保健所長は、特に必要と認めるときは、その他必要と認める市町村について前各項の規定を準用するものとする。

(平17告示252・平22告示307・令7告示252・一部改正)

(専門委員の意見聴取)

第17条 知事は、第14条第1項の規定により第一種施設の設置等に係る施設計画等協議書が提出されたときは、当該第一種施設に係る施設計画等について、専門委員の意見を聴くものとする。

(平17告示252・追加)

(施設計画等に関する意見の通知)

第18条 知事又は保健所長は、第13条第9項の説明会等実施報告書の記載内容、第16条第2項又は第3項の意見書及び前条の規定により専門委員から意見を聴いたときはその意見を総合的に勘案し、施設計画等についての生活環境の保全上の見地からの意見を、施設計画等意見書(様式第5号)により事業者等に対して通知するものとする。

(平17告示252・平22告示307・令7告示252・一部改正)

(施設計画等への反映)

第19条 事業者等は、前条の規定による知事又は保健所長の意見(以下この条において「知事等の意見」という。)に十分配慮して生活環境影響調査を実施するとともに、当該知事等の意見を施設計画に反映させなければならない。

- 2 知事又は保健所長は、必要と認めるときは、知事等の意見に対する事業者等の措置の方針を確認するため、事業者等に対して措置方針報告書(様式第6号)の提出を求めるものとする。
- 3 知事又は保健所長は、前項の規定により提出された措置方針報告書の内容が、知事等の意見を尊重したものでないと認めるときは、事業者等に対し、施設計画等の中止を勧告することができるものとする。

(平17告示252・平22告示307・一部改正)

(施設設置等許可申請書に関する説明会の開催等)

第20条 第一種施設に係る生活環境影響調査を実施した事業者等は、法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可の申請書(以下「施設設置等許可申請書」という。)の提出前に、地域住民等に対し、条例第14条第2項の規定により説明を行わなければならない。

- 2 事業者等は、前項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲に関し関係市町村長と協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議を受けた関係市町村長は、生活環境影響調査の結果において当該影響が最大となると予測される地点や地域の実情を考慮して合理的な地域住民等の範囲

の設定を行い、事業者等に提示するものとする。

- 4 第2項の規定による協議を受けた関係市町村長が相当の期間内に前項の範囲の設定を行わないときは、事業者等は、説明会の対象となる地域住民等の範囲の設定に関する協議書（様式第1号）により知事と協議することができる。この場合において、協議を受けた知事は、当該関係市町村長に代わってその範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。
- 5 前項の規定により、知事が関係市町村長に代わって範囲の設定を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該関係市町村長に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による知事の通知を受けた後においては、関係市町村長は、第3項の規定による範囲の設定を行なうことができない。
- 7 知事及び関係市町村長は、事業者等が第1項の規定による説明を行うに当たっては、地域住民等への周知、説明会の開催場所の提供その他の必要な協力を行うものとする。
- 8 地域住民等は、第1項の規定による説明が行われた日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、産業廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境保全上の見地からの意見書を事業者等に提出することができる。
- 9 事業者等は、第1項の規定による説明を行った後に、当該説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答、対応内容等（前項の規定により提出された意見書がある場合は、その写し及びそれに対する事業者等の対応方針等を含む。）を記載した説明会等実施報告書（様式第4号）を保健所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 10 事業者等は、前項の説明会等実施報告書を条例第14条第3項の規定により公開しなければならない。

（平17告示252・追加、平18告示431・平22告示307・
平23告示256・令7告示252・一部改正）

第4章 第三種施設等

（平22告示307・改称）

（施設計画に関する説明会の開催等）

- 第21条 事業者等は、第三種施設の設置等をしようとする場合において、第8条第2項の規定による立地計画概要書の提出後、施設計画が具体化した段階で、地域住民等に対し、条例第14条第2項の規定により説明を行わなければならない。
- 2 事業者等は、現に設置されている第一種施設又は第二種施設の設置等（法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可（以下「施設設置等許可」という。）の申請に係る場合を除く。以下この条、第24条、第26条及び第27条において同じ。）をしようとする場合において、地域住民等に対し、条例第14条第2項の規定により説明を行わなければならない。
- 3 事業者等は、前2項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲に関し関係市町村長と協議しなければならない。
- 4 前項の規定に基づき協議を受けた関係市町村長は、第三種施設又は現に設置されている第一種施設若しくは第二種施設（以下「第三種施設等」という。）の設置等により生活環境上の影響が及ぶ可能性や地域の実情を考慮して合理的な地域住民等の範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。
- 5 第3項の規定による協議を受けた関係市町村長が相当の期間内に前項の範囲の設定を行わないときは、事業者等は、説明会の対象となる地域住民等の範囲の設定に関する協

議書（様式第1号）により保健所長と協議することができる。この場合において、協議を受けた保健所長は、当該関係市町村長に代わってその範囲の設定を行い、事業者等に提示するものとする。

- 6 前項の規定により、保健所長が関係市町村長に代わって範囲の設定を行なおうとするときは、あらかじめ、その旨を当該関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による保健所長の通知を受けた後においては、関係市町村長は、第4項の規定による範囲の設定を行なうことができない。
- 8 地域住民等は、第1項又は第2項の規定による説明が行われた日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、施設計画に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を事業者等に提出することができる。
- 9 事業者等は、第1項又は第2項の規定による説明を行った後に、当該説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答、対応内容等（前項の規定により提出された意見書がある場合は、その写し及びそれに対する事業者等の対応方針等を含む。）を記載した説明会等実施報告書（様式第4号）を保健所長に提出しなければならない。
- 10 事業者等は、前項の説明会等実施報告書を条例第14条第3項の規定により公開しなければならない。

（平17告示252・旧第20条繰下・一部改正、平18告示431・平22告示307・平23告示256・令7告示252・一部改正）

（施設計画協議書の提出）

第22条 事業者等は、前条第1項又は第2項の規定による説明を行った後に、施設計画協議書（様式第7号）を保健所長に提出し、協議しなければならない。

- 2 事業者等は、前項の規定により提出する施設計画協議書に、別表第2に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 保健所長は、第1項の規定により提出された施設計画協議書の内容のみによっては廃棄物の処理方法が適正であるかどうかを判断できないときは、事業者等に対し試験研究等の実施を求めることができる。

（平17告示252・旧第21条繰下・一部改正、平22告示307・令7告示252・一部改正）

（現地調査）

第23条 保健所長は、前条第1項の規定により事業者等から施設計画協議書が提出されたときは、現地調査を行うものとする。

（平17告示252・旧第22条繰下）

（関係市町村長の意見聴取）

第24条 保健所長は、第22条第1項の規定により事業者等から施設計画協議書（同条第2項の規定により添付される書類を含む。）が提出されたときは、当該施設計画協議書及び第21条第9項の説明会等実施報告書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

- 2 保健所長は、第三種施設等の設置等に関し、関係市町村長に対し期間を指定して、施設計画に対する生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。
- 3 関係市町村長は、前項の意見書を提出するに当たり、事業者等に対し説明を求めることができる。

（平17告示252・旧第23条繰下・一部改正、平22告示307・令7告示252・一部改正）

(施設計画に対する意見の通知)

第25条 保健所長は、第21条第9項の説明会等実施報告書の記載内容及び前条第2項の意見書を総合的に勘案し、施設計画についての生活環境の保全上の見地からの意見を、施設計画意見書(様式第8号)により事業者等に対して通知するものとする。

(平17告示252・旧第24条繰下・一部改正、平22告示307・令7告示252・一部改正)

(施設計画への反映)

第26条 事業者等は、前条の規定による保健所長の意見(以下この条において「保健所長の意見」という。)を施設計画に反映させ、第三種施設等の設置等をしなければならない。

2 保健所長は、必要と認めるときは、保健所長の意見に対する事業者等の措置の方針を確認するため、事業者等に対して措置方針報告書の提出を求めるものとする。

3 保健所長は、前項の規定により提出された措置方針報告書の内容が、保健所長の意見を尊重したものでないと認めるときは、事業者等に対し、施設計画の中止を勧告することができる。

(平17告示252・旧第25条繰下・一部改正、平22告示307・一部改正)

(工事完了の確認等)

第27条 事業者等は、第三種施設等の設置等に係る工事が完了したときは、保健所長に工事完了報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の工事完了報告書の提出があったときは、速やかに工事完了の確認を行うものとする。

(平17告示252・旧第26条繰下、平22告示307・一部改正)

第5章 許可申請等

(許可申請等に係る申請書等の提出)

第28条 事業者等は、第一種施設に係る施設設置等許可申請書にあつては保健所長を経由の上知事に、その他の許可申請等に係る申請書等にあつては保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、第一種施設に係る施設設置等許可申請書が提出されたときは、速やかに知事に進達するものとし、第二種施設に係る許可申請書が提出されたときは、許可申請報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告するものとする。

(平17告示252・旧第27条繰下、平22告示307・一部改正)

(現地調査)

第29条 知事又は保健所長は、事業者等から施設設置等許可申請書が提出されたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(平17告示252・旧第28条繰下、平22告示307・一部改正)

(告示及び縦覧)

第30条 知事は、知事又は保健所長に対して事業者等から第一種施設又は第二種施設に係る施設設置等許可申請書が提出されたときは、次に掲げる事項について速やかに告示を行うものとする。ただし、条例施行規則第8条第3項第9号に規定する施設にあつては、この限りではない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

- (3) 新設又は変更の別
 - (4) 産業廃棄物処理施設の種類
 - (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (6) 申請年月日及び縦覧場所
 - (7) 第32条第1項の規定により提出することができる意見書の提出期限及び提出場所
 - (8) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、第一種施設について前項の告示があったときは、当該施設設置等許可申請書及び法第15条第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下この条において「添付書類」という。）を当該告示の日から一月間産業廃棄物対策課及び当該施設設置等許可申請書を提出した保健所（以下「管轄保健所」という。）において公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 保健所長は、第二種施設について第1項の告示があったときは、当該施設設置等許可申請書及びその添付書類を、当該告示の日から一月間管轄保健所において公衆の縦覧に供するものとする。
- （平17告示252・旧第29条繰下・一部改正、平22告示307・平23告示256・平25告示267・令7告示252・一部改正）

第6章 審査

（関係市町村長の意見聴取）

- 第31条 知事は、第一種施設について前条第1項の告示があったときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知し、期間を指定して生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。
- 2 保健所長は、第二種施設について前条第1項の告示があったときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知し、期間を指定して生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。
- （平17告示252・平22告示307・一部改正）

（利害関係を有する者の意見書の提出）

- 第32条 第30条第1項の告示があったときは、産業廃棄物処理施設の設置等に関し利害関係を有する者（地域住民等を含む。）は、同条第2項又は第3項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、第一種施設にあつては保健所長を経由の上知事に、第二種施設にあつては保健所長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 2 保健所長は、第一種施設に係る前項の意見書が提出されたときは、速やかに知事に進達するものとする。
- （平17告示252・平22告示307・一部改正）

（専門委員の意見聴取）

- 第33条 知事は、第一種施設の施設設置等許可に当たっては、あらかじめ、その法第15条第2項第6号及び第7号に規定する計画（以下「施設設置等許可申請書記載計画」という。）が当該第一種施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかについて専門委員の意見を聴くものとする。
- （平14告示365・平17告示252・平22告示307・一部改正）

(施設設置等許可内容の公表)

第34条 知事は、第一種施設について施設設置等許可を行ったとき、又は第二種施設について次項の規定による報告があったときは、産業廃棄物処理施設の施設設置等許可を行った旨を速やかに公告するものとする。ただし、条例施行規則第8条第3項第9号に規定する施設にあつては、この限りではない。

2 保健所長は、第二種施設について施設設置等許可の決裁を行ったときは、許可報告書(様式第11号)により速やかに知事に報告するものとする。

3 第1項の公告を行ったときは、知事又は保健所長は、施設設置等許可を行った理由等を記載した審査結果書(様式第12号)を、第一種施設にあつては廃棄物対策課及び管轄保健所において、第二種施設にあつては管轄保健所において、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

4 知事又は保健所長は、前項の審査結果書を関係市町村長に送付するものとする。

5 知事又は保健所長は、第32条第1項の意見書の提出がなかったときは、第3項の審査結果書を作成しないことができるものとする。

(平17告示252・平22告示307・平25告示267・令7告示252・一部改正)

第7章 施設設置等許可申請書記載計画の修正

(平22告示307・改称)

(修正の指示)

第35条 知事又は保健所長は、事業者等から提出された施設設置等許可申請書記載計画について、生活環境の保全上の観点から一層の配慮を加えることが望ましいと認めるときは、当該施設設置等許可申請書記載計画の修正を指示することができるものとする。

2 前項の規定による修正の指示は、修正指示書(様式第13号)により、相当の期間を定めて行うものとする。

(平17告示252・平22告示307・一部改正)

(修正届の提出)

第36条 事業者等は、前条第1項の規定による修正の指示を受けたときは、指示の内容に従い施設設置等許可申請書記載計画を修正するものとする。

2 事業者等は、前項の規定により施設設置等の計画の修正を行ったときは、当該修正の内容を記載した計画修正届(様式第14号)を、当該修正の内容を確認するために必要な書類とともに、第一種施設にあつては保健所長を経由の上知事に、第二種施設にあつては保健所長に提出しなければならない。

(平17告示252・平22告示307・一部改正)

(準用)

第37条 第32条第2項及び第33条の規定は、前条第2項の計画修正届が提出された場合について準用する。この場合において、第33条中「あらかじめ」とあるのは「必要と認めるときは」と、「聴くものとする」とあるのは「聴くことができる」と読み替えるものとする。

(平17告示252・一部改正)

第8章 生活環境保全協定

(生活環境保全協定締結の要請)

第38条 知事又は保健所長は、第13条第9項、第20条第9項又は第21条第9項の規定により地域住民等から出された意見の内容を踏まえ、条例第15条第1項の規定により、事業者等に対し、当該事業者等と関係市町村長若しくは地域住民等の代表者との間において、又はこれら三者間において、施設設置等許可の申請前又は第三種施設等の設置等に係る工事の着手前に、生活環境保全協定を締結するよう求めるものとする。

2 事業者等は、前項の規定により生活環境保全協定の締結を求められたときは、条例第15条第2項の規定により、速やかにこれに応じ、生活環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

(平17告示252・平18告示431・平22告示307・令7告示252・一部改正)

(生活環境保全協定の締結に関する指導及び助言)

第39条 知事又は保健所長は、関係市町村長と協力し、生活環境保全協定の締結について必要な指導及び助言を行うものとする。

(平17告示252・旧第39条繰下、平22告示307・旧第40条繰上・一部改正)

(施設設置等許可申請書記載計画等への反映)

第40条 事業者等は、第38条第1項の規定による要請により生活環境保全協定を締結したときは、条例第15条第3項の規定により、当該生活環境保全協定において定められた事項を当該産業廃棄物処理施設等の設置等及び維持管理に関する計画を記載した施設設置等許可申請書記載計画等に反映させなければならない。

2 知事又は保健所長は、事業者等に対し、必要に応じて、条例第15条第3項の規定を遵守していることを確認するため、書類等の提出を求めるものとする。

(平22告示307・追加)

第9章 維持管理

(維持管理等)

第41条 事業者等は、産業廃棄物処理施設等の維持管理に当たっては、当該産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に従い、維持管理をしなければならない。

2 事業者は、別表第2の13の項に規定する標準作業手順書に従い、廃棄物を処理し、その記録を保持しなければならない。

(平17告示252・旧第40条繰下、平22告示307・令7告示252・一部改正)

(運営状況の公開)

第42条 事業者等は、産業廃棄物処理施設等の運営状況について、条例第16条の規定により、地域住民等に対して積極的に公開しなければならない。

(平18告示431・追加)

(事故等の措置)

第43条 事業者等は、産業廃棄物処理施設等(法第21条の2第1項に規定する特定処理施設を除く。)の故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその状況を保健所長を経由の上知事に報告するものとする。

2 事業者等は、前項の場合において、知事が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

3 知事は、前項の措置が完了するまでの間、当該産業廃棄物処理施設等に係る業務の停止を指示することができるものとする。

(平17告示252・旧第41条繰下・一部改正、平18告示431・旧第42条繰下、平22告示307・一部改正)

(埋立完了報告書)

第44条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、最終処分場(法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けて設置されたものを除く。次条において同じ。)に係る産業廃棄物の埋立処分を完了したときは、速やかに埋立完了報告書(様式第15号)を保健所長を経由の上知事に提出しなければならない。

(平17告示252・旧第42条繰下、平18告示431・旧第43条繰下、平23告示255・平23告示256・一部改正)

(最終処分場の閉鎖)

第45条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、最終処分場を閉鎖するときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

(平17告示252・旧第43条繰下、平18告示431・旧第44条繰下)

第10章 雑則

(適用除外)

第46条 国若しくは地方公共団体が産業廃棄物処理施設等を設置し、若しくは維持管理する場合又は知事が別に定める場合は、この要綱の一部又は全部を適用しないことができる。

(平17告示252・旧第44条繰下、平18告示431・旧第45条繰下、平22告示307・一部改正)

(許可申請等の手続の特例)

第47条 政令第7条第9号、第10号又は第11号に掲げる施設に該当する第二種施設については、当分の間、第一種施設とみなして、この要綱の規定を適用する。ただし、第28条、第32条、第34条及び第36条の規定を除く。

(平14告示365・一部改正、平17告示252・旧第45条繰下・一部改正、平18告示431・旧第46条繰下、平22告示307・一部改正)

(委任)

第48条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平17告示252・旧第46条繰下、平18告示431・旧第47条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成10年7月3日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出された書類は、この告示による改正後の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(以下「新要綱」という。)の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。この場合におい

て、旧要綱の規定に基づいて提出された事前協議書は、新要綱の規定における施設計画等協議書又は施設計画協議書に相当するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第13条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による説明を行った者については、改正後の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱第8条第4項並びに第13条第4項、第20条第2項及び第21条第3項の規定は、適用しない。

3 改正前の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年3月29日から施行する。

(経過措置)

改正前の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定による諸様式で扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月4日から施行する。

別表第1（第8条関係）

（平17告示252・平22告示307・一部改正）

1	事業の概要及び産業廃棄物の種類ごとの取扱量等を記載した事業計画書
2	法人にあっては定款又は寄附行為及び商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書、個人にあっては住民票の抄本
3	施設の位置図
4	施設の周辺図
5	産業廃棄物搬入、搬出経路図
6	敷地面積等の測量図
7	処理施設、保管施設等の場内配置図
8	処理工程図
9	産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設備機械機器一覧表又は施設の仕様書
10	放流水（生活雑排水を含む。）がある場合における産業廃棄物処理施設等の放流地点から主要河川等までの放流経路を示した図面
11	産業廃棄物処理施設等に係る土地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又はこれに準ずる図面をいう。以下同じ。）及びその登記事項証明書又は産業廃棄物処理施設等に係る土地の所有権がない場合は使用権原を有することを証する書面若しくは土地所有者が当該土地を産業廃棄物処理施設等の設置予定場所として地域住民等に説明することを承知していることを証する書面
12	周辺地域の生活環境に及ぼす影響の防止対策に関する書面
13	その他知事が必要と認める書類

別表第2（第14条、第22条関係）

（平17告示252・平22告示307・令7告示252・一部改正）

1	事業の概要及び産業廃棄物の種類ごとの取扱量等を記載した事業計画書
2	法人にあっては定款又は寄附行為及び商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書、個人にあっては住民票の抄本
3	施設の位置図
4	施設の周辺図
5	産業廃棄物搬入、搬出経路図
6	敷地面積等の測量図
7	処理施設、保管施設等の場内配置図
8	処理工程図
9	産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図
10	設備機械機器一覧表若しくは施設の仕様書又は試験研究等終了届出書若しくはこれに代わる書面
11	放流水（生活雑排水を含む。）がある場合における産業廃棄物処理施設等の放流地点から主要河川等までの放流経路を示した図面
12	施設の維持管理に関する計画書
13	施設の運転管理に係る標準作業手順書
14	産業廃棄物処理施設等に係る土地の公図及びその登記事項証明書又は産業廃棄物処理施設等に係る土地の所有権がない場合は使用権原を有することを証する書面若しくは土地所有者が当該土地を産業廃棄物処理施設等の設置予定場所として地域住民等に説明することを承知していることを証する書面
15	周辺地域の生活環境に及ぼす影響の防止対策に関する書面
16	その他知事が必要と認める書類